○総務省令第二十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十一条及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十八条の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、第二条第一項第一号中「ソフトウェア業用」を「情報通信技術利用事業（法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）用」に改める。

（中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条及び第二条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

○総務省令第二十九号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第四十六号）の施行に伴い、及び災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項の規定に基づき、都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、第二項中「算定基礎となつた」の下に「児童手当及び子ども手当特例交付金、」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令は、平成二十二年度以後の年度における標準税収入額の算定について適用し、平成二十一年度以前の年度における標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

○総務省令第三十号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十六条の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令

（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部改正）

第一条　地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附則に次の一条を加える。

（普通交付税の額の決定前における地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法）

第三条　平成二十二年度において、地方交付税法第十条第三項の規定により普通交付税の額が決定される前において、法第三十三条の五の二第一項の規定に基づき地方債を起こす場合における第一条の適用については、「〇・九九九九八二二」とあるのは「〇・八」と、「〇・九九九九三五二七」とあるのは「〇・六」と、同条の表中「二七、四九一」とあるのは「二一、九九二」とする。

○総務省令第一号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

財務大臣　菅　**直**人

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令

第一条第一号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第十号中「租税条約の我が国以外の締約国（以下「相手国」という。）」を「相手国等」に改め、同号を同条第二号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第一条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「から平成二十四年度までの間」を削り、「法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の法」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2　平成二十三年度及び平成二十四年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とあるのは、「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3　平成二十五年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。